

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

## 東牟婁地域等の減災に係る取組方針(第2期)

平成30年7月27日(第1期作成)

令和4年2月7日(第2期作成)

東牟婁地域等における大規模氾濫減災協議会

和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町  
近畿中国森林管理局、森林整備センター、和歌山地方气象台、  
近畿地方整備局、関西電力株式会社

---

---

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 本協議会の構成員 .....	3
3. 本協議会の地域の概要と主な課題 .....	4
3.1 本協議会の地域における主な災害 .....	4
3.2 本協議会の地域の主な河川の概要 .....	5
4. 現在の取組状況、課題 .....	6
5. 減災のための目標 .....	10
6. 概ね5年間で実施する取組 .....	11
7. フォローアップ .....	18

---

## 1.はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

また、平成 28 年 8 月には台風 10 号等の一連の台風によって、多くの中小河川において氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」及び「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」について諮問がなされ、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成 29 年 1 月に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申がなされた。また、これら水防災意識社会の再構築の取組をさらに推進するため、平成 29 年 6 月の水防法等改正において、同法第 15 条 10 項に都道府県大規模氾濫減災協議会が位置付けられた。

それらを受け、平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害により甚大な被害を経験した東牟婁地域では関係機関が連携・協力し、減災に向けた取組を推進するため、平成 29 年 8 月 10 日に「東牟婁地域における大規模氾濫減災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨等における水害対応の状況とその課題を踏まえ、平成 30 年 7 月 27 日に、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項を抽出し、「東牟婁地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

また、近年には、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風など、毎年のように度重なる豪雨、台風による洪水被害を受け、気候変動よるリスクが顕在化してきた。気候変動による降雨量の増加等が懸念されることを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和 2 年 7 月に答申がとりまとめられた。そのため、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえてあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を進めることとなり、当協議会において、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこととなった。

平成 30 年 7 月 27 日にとりまとめた「取組方針」については、平成 33 年度（令和 3 年度）までの目標年度とし、取組を進めてきたところであるが、引き続き洪水に関する意識の啓発及び普及のため、今後も減災に係る取組を継続していく必要がある。そのため、これまでの「取組方針」を第 1 期として位置付け、各機関の取組状況を把握した上で、「取組が完了した項目」、

---

「継続的に実施する項目」、「新規に実施する項目」に整理し、今回、新たに令和4年度～令和8年度までを第2期の「取組方針」としてとりまとめた。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策及び流域治水に取り組み、毎年協議会を開催し、進捗状況のフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき、東牟婁地域（新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町）を対象に作成したものである。

## 2.本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれ構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成委員
新宮市	市長
すさみ町	町長
那智勝浦町	町長
太地町	町長
古座川町	町長
串本町	町長
近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署	署長
森林整備センター 和歌山水源林整備事務所	所長
近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所	所長
和歌山地方気象台	台長
和歌山県 総務部 危機管理局	局長
和歌山県 農林水産部 農林水産政策局	局長
和歌山県 農林水産部 森林・林業局	局長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局	局長
和歌山県 県土整備部 都市住宅局	局長
和歌山県 西牟婁振興局	局長
和歌山県 東牟婁振興局	局長
(オブザーバー)	
近畿地方整備局 河川部	地域河川調整官
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	所長
田辺水力センター	

---

### 3.本協議会の地域の概要と主な課題

本協議会の地域は、本県の南部に位置し、北東は熊野川流域と、北西は日置川流域と隣接し、南東は熊野灘、南西は紀州灘に面している。

対象地域は下記の図のとおりである。



本協議会の地域は1市5町で構成され、面積は約800km<sup>2</sup>で、本県の約2割を占めており、洪水予報河川である古座川、水位周知河川である周参見川、太田川、那智川を含む80の2級河川を有し、河川整備計画等に基づく治水対策の推進と維持管理がなされている。

しかしながら、平成23年9月の紀伊半島大水害における甚大な被害をはじめ、しばしば豪雨による氾濫・浸水被害が生じており、近年、頻発・激甚化する豪雨に備え、河川整備計画に基づく河川整備と、施設機能を上回る洪水であっても「犠牲者ゼロ」を実現するため、ハード・ソフト対策を一体的に推進する必要がある。

#### 3.1 本協議会の地域における主な災害

主な災害としては、昭和33年8月の台風17号により、古座川流域で床上浸水640棟、床下浸水154棟、家屋全半壊あわせて36戸の被害を被り、昭和42年の豪雨、平成13年の豪雨により家屋浸水等の被害が発生している。また近年では、平成23年9月の紀伊半島大水害により東牟婁地域で死者31名、行方不明者1名、全壊家屋176棟、半壊家屋1,521棟の被害を受けた。

---

### 3.2 本協議会の地域の主な河川の概要

本協議会の地域における主な河川は以下のとおり

河川名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	流路延長 (km)	流域市町	河川整備計画
古座川	356	56	古座川町 串本町 すさみ町 那智勝浦町	古座川水系河川整備計画 R元.9.12
周参見川	59.8	13.3	すさみ町	周参見川水系河川整備計画 策定中
太田川	108.3	25.9	那智勝浦町 古座川町	太田川水系河川整備計画 H24.4.26
那智川	24.5	8.5	那智勝浦町	那智川水系河川整備計画 H26.8.18
佐野川	12.3	5.8	新宮市	佐野川水系河川整備計画 H24.2.23

#### 4.現在の取組状況、課題

平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号等一連の台風に伴う水害において、多数の犠牲者が発生する要因の一つとなった、避難情報の発令の遅れや住民の自主的避難が十分でなかったこと、また十分な水防活動ができなかったことは、これまでの水害対策における課題を浮き彫りにした。

上記を鑑み、本協議会では洪水の浸水想定等のリスク情報を共有するため、各構成機関がそれぞれ又は連携して実施している現在の減災に係る取組状況及び課題を以下のとおり整理した。

##### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
想定される浸水リスクの周知について	○古座川、周参見川、太田川、那智川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。(第1期取組) ○過去の浸水実績を整理し、ハザードマップ等で住民に周知している。(第1期取組)	
	●水害リスク情報の空白域が存在している。	A
避難場所、避難経路について	○古座川、周参見川、太田川、那智川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく、ハザードマップを公表し、避難場所等を示している。(第1期取組) ○災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書を締結している。 ○避難誘導に係る案内看板・誘導灯などは概ね整備されている。	
	●古座川、周参見川、太田川、那智川以外の河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に伴うハザードマップの作成、避難場所・避難経路の見直しが必要である。 ●避難場所・避難経路の見直しに伴う避難誘導に係る案内看板・誘導灯等の検討が必要である。	B
避難情報の発令について	○避難情報の発令基準、「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を策定・改定している。 ○避難情報の発令に着目したタイムラインを策定している。(第1期取組) ○洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの取組を行っている。 ○洪水予報河川、水位周知河川の水位設定の検討・見直しを行った。(第1期取組)	



	<p>○指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。</p> <p>●台風等の襲来に際し、事前の備えや出水への対応など、タイムラインの検証が必要である。</p> <p>●よりの確なタイミングで詳細な情報共有が必要である。</p>	C
住民等への情報伝達体制や方法について	<p>○防災行政無線のデジタル化整備を行った。(第1期取組)</p> <p>○緊急速報メール、ICTを活用した情報提供を行っている。</p> <p>○ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。</p> <p>○防災わかやまメールで河川水位情報を配信している。</p> <p>○防災ポータルアプリの開発を行った。(第1期取組)</p> <p>●よりの確なタイミングでの分かり易い情報提供が必要である。</p>	D
避難誘導體制について	<p>○避難行動要支援者名簿が作成されている。</p> <p>○要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施している。</p> <p>○要配慮者利用施設を地域防災計画に記載した。(第1期取組)</p> <p>○要配慮者利用施設への通知と避難確保計画の確認を行っている。</p> <p>●避難行動要支援者の避難誘導體制が十分でない。</p> <p>●要配慮者利用施設における避難確保計画の早期策定が必要である。</p>	E
防災に関する啓発活動について	<p>○自治会単位での啓発活動、防災訓練を実施している。</p> <p>○出前講座を実施している。</p> <p>○「和歌山県防災教育の手引き」や、「防災ハンドブック」を作成し、防災教育を実施している。</p> <p>○避難対策ワークショップ運営の手引きを作成している。</p> <p>●洪水災害に対する危機意識の更なる向上が必要である。</p>	F

②水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
河川水位等の情報提供について	○ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。 ○指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。 ○防災わかやまメールで河川水位情報等を配信している。	
	●より詳細な情報共有が必要である。	G
水防体制について	○水防資機材の点検を毎年実施し、補充を行っている。 ○水防訓練を実施している。	
	●より円滑な水防活動を実施する必要がある。 ●水防団員が減少すると、十分な水防活動を行えない。 ●水門・樋門等の情報共有が出来ておらず、運用に支障をきたす恐れがある。	H
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○庁舎の耐水化は概ね実施している。 ○災害拠点病院との連絡体制が概ね確立されている。	
	●想定最大規模の浸水時の防災機能確保の検討が必要である。	I

③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○海草、那賀、伊都、西牟婁建設部にポンプ車を配備（県）している。 ○各町で消防用ポンプを所有している。	
	●水害の頻発・激甚化に対して、排水機材や排水施設が不足・機能しない可能性がある。 ●水門、樋門等の操作規則が明確となっていない施設で、適切な操作ができない可能性がある。	J

④被災後の早期復旧・復興に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題 整理 記号
被災者支援について	○地域防災計画で被災者支援を規定している。 ○災害時気象支援資料、被災状況等の資料を提供している。	
	●想定最大規模の浸水に対する有効性を確認する必要がある。	K

⑤河川管理施設等の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題 整理 記号
河川管理施設等の整備状況について	○流下能力対策等の河川改修を実施している。 ○県管理河川に水位計・WEBカメラを設置している。 ○水防資機材倉庫は概ね整備されている。	
	●河川の計画規模に対し流下能力が不足している区間がある。 ●未整備区間の完成には時間・費用を要する。 ●現在の水位計、WEBカメラの設置箇所のみでは氾濫の危険性を正確に把握できない恐れがある。 ●想定最大規模の浸水に対する水防資機材倉庫の有効性の検討が必要である。	L

---

## 5.減災のための目標

本協議会の地域は、治水安全度が未だに低く、大規模な浸水が生じた場合には、甚大な被害が発生する恐れがある。そのため、「円滑かつ迅速な避難」、「的確な水防活動」、「円滑かつ迅速な氾濫水の排水」を実現するため、各構成機関が連携して令和 8 年度までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

本協議会の地域では、平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害の経験から水防災意識は高い。その中、今後起こりうる大規模氾濫における本協議会の地域の住民の安全・安心をより確実なものにするため、第 1 期に引き続き「水害に強い地域」をつくるための水防災意識の更なる向上と、現在及び将来世代に確実に普及・継承することを目指す。

上記目標達成に向け、以下の項目を柱とした取組を実施する。

- (1) 洪水に対する意識の啓発及び普及
- (2) 避難時間の確保
- (3) 迅速・的確な行動の備え
- (4) 『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ

## 6.概ね 5 年間で実施する取組

本協議会では、前述の「(1) 洪水に対する意識の啓発及び普及」、「(2) 避難時間の確保」、「(3) 迅速・的確な行動への備え」、「(4) 『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ」を柱とし、各構成機関が今後 5 年間で実施していく取組内容を取りまとめるにあたり、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」等に示された実施すべき対策について、現在すでに取り組まれている内容やその取り組み時の課題・改善点を抽出するとともに、新たな取組が必要な内容についても、現在考えられる課題を整理した上でより実効性のある内容となるよう議論した。

各構成機関が実施する主な取組項目については、以下のとおりである。

### (1)洪水に対する意識の啓発及び普及

#### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

	主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の 対応
想定される 浸水リスク の周知につ いて	・古座川、周参見川、太田川、那智川以外の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表	令和 6 年度	和歌山県	A
	・想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域図の公表	令和 8 年度	那智勝浦町、太地町、串本町	A
避難場所・ 避難経路に ついて	・想定最大規模の浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成	令和 8 年度	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	B
	・分かり易く、利活用されるハザードマップの作成、周知に向けた検討	継続的に 実施	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	B
防災に関す る啓発活動 について	・自治会単位での啓発活動の実施 ・避難対策ワークショップの実施 ・防災（水防）訓練の実施	継続的に 実施	和歌山県、 新宮市、すさみ町、 那智勝浦町、太地町、 古座川町、串本町、 和歌山地方気象台	F
	・出前講座等の実施	継続的に 実施	和歌山県、 新宮市、すさみ町、 那智勝浦町、太地町、 古座川町、串本町、 和歌山地方気象台	F

	・小中学校と連携した防災教育の実施	継続的に実施	和歌山県、 新宮市、すさみ町、 那智勝浦町、太地町、 古座川町、串本町、 和歌山地方気象台	F
	・住民一人一人の避難計画・情報マップ（マイ・タイムライン、マイ防災マップ）の作成促進	継続的に実施	和歌山県、 新宮市、すさみ町、 那智勝浦町、太地町、 古座川町、串本町、 和歌山地方気象台	F
	・共助（自主防災組織に対する支援・啓発）に関する取組事例の共有、取組強化	継続的に実施	新宮市、すさみ町、 那智勝浦町、太地町、 古座川町、串本町	F

## (2) 避難時間の確保

### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

	主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
避難情報の発令について	・洪水時の河川状況等を河川管理者と関係町が直接伝達するホットラインの取組	継続的に実施	和歌山県、 すさみ町、那智勝浦町、 古座川町、串本町	C
	・タイムラインの検証と改善	継続的に実施	和歌山県、 すさみ町、那智勝浦町、 古座川町、串本町、 和歌山地方気象台	C

### ② 水防に関する事項

	主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
水防体制について	・共同点検の実施（重要水防箇所及び水防資材の確認）	継続的に実施	和歌山県、 新宮市、すさみ町、 那智勝浦町、太地町、 古座川町、串本町、 和歌山地方気象台	H

	・水防資機材の整備	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	H
	・連絡体制の再確認と伝達訓練	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町、和歌山地方气象台	H
	・水防訓練の実施	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町、和歌山地方气象台	H
	・水防団体間の連携、協力に関する検討	継続的に実施	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	H
	・水門、樋門等の確実かつ的確な運用体制の確保	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、串本町	H
	・水防に関する広報等、人員確保の取組	継続的に実施	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	H
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・庁舎、災害拠点病院等との情報伝達体制の確立及び見直し	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	I
	・庁舎等における防災機能の確保（耐水化の検討）	令和4年度	すさみ町	I

### ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
排水施設、排水資機材の操作・運用について	・現況施設、保有資機材の情報共有	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	J

	・水門、樋門等の確実かつ的確な運用体制の確保及び点検・維持管理の実施	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、串本町	J
	・排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備に係る検討及び活用	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	J

### (3) 迅速・的確な行動への備え

#### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

	主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
避難場所・避難経路について	・避難場所等の安全対策及び周知のための標識の設置、避難誘導に係る案内板・誘導灯等の検討、確認及び設置	継続的に実施	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、串本町	B
	・地区避難所の整備	令和4年度	すさみ町	B
	・感染症防止対策を踏まえた避難所環境の整備と避難所開設訓練の実施	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	B
	・感染症防止対策を考慮した避難所運営マニュアルの改定	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	B
避難情報の発令について	・一斉指令システム等による指定河川洪水予報等の関係機関への通知	継続的に実施	和歌山県、和歌山地方気象台	C
住民等への情報伝達体制や方法について	・緊急速報メール、ICTを活用した情報提供	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町、和歌山地方気象台	D
	・防災ポータルアプリの周知	継続的に実施	和歌山県	D



	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報の提供	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、和歌山地方气象台	D
	・防災わかやまメールで河川水位情報等の配信	継続的に実施	和歌山県	D
避難誘導體制について	・避難行動要支援者の個別計画作成の促進 ・避難行動要支援者の参加する避難訓練の実施	継続的に実施	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	E
	・要配慮者利用施設の地域防災計画への記載・追加	継続的に実施	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	E
	・要配慮者利用施設への通知と避難確保計画の確認 ・要配慮者利用施設管理者等へ説明会等の実施	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	E
	・民間施設等（公設民営を含む）を活用した緊急的な避難先の検討	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、串本町	E

## ②水防に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応	
河川水位等の情報提供について	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、和歌山地方气象台	G
	・指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知	継続的に実施	和歌山県、和歌山地方气象台	G

④被災後の早期復旧・復興に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
被災者支援について	・ 想定最大規模の浸水に対する、地域防災計画における被災者支援の確認、見直し	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町、和歌山地方気象台	K
	・ 災害廃棄物処理計画の策定、見直し	継続的に実施	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	K

(4)『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ

②水防に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
河川水位等の情報提供について	・ 水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの追加整備	継続的に実施	和歌山県、新宮市	G

⑤河川管理施設等の整備に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
河川管理施設等の整備状況について	・ 河川整備計画等に基づく河川整備の推進（古座川、太田川、那智川、佐野川等）	継続的に実施	和歌山県	L
	・ 砂利採取	継続的に実施	古座川町	L
	・ 水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの整備	継続的に実施	和歌山県、新宮市	L
	・ 想定最大規模の浸水に対する防災用資機材倉庫の有効性の確認	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	L

流出抑制・内水対策について	・ダムにおける事前放流	継続的に実施	和歌山県、関西電力株式会社	L
	・ため池の事前放流・低水位管理	継続的に実施	古座川町、串本町	L
	・間伐等による森林整備	継続的に実施	近畿中国森林管理局、森林整備センター、和歌山県	L
土砂・洪水氾濫への対策について	・砂防堰堤工、溪流保全工、遊砂地工の整備	継続的に実施	近畿地方整備局、和歌山県	L
	・保安林の適正な管理及び治山対策（山腹工、溪間工）の実施	継続的に実施	近畿中国森林管理局、和歌山県	L
流域対策に関する取組について	・農業振興地域の農地転用の監視	継続的に実施	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、串本町	L
	・土地利用規制の検討	継続的に実施	和歌山県、新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	L
	・まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成	継続的に実施	和歌山県	L
	・農地農業水利施設の質的向上	継続的に実施	那智勝浦町	L

---

## 7.フォローアップ

各機関の取組方針については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

そのため、適宜幹事会を開催し取組状況及び課題を共有し取組内容の進捗を図るとともに、原則として、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて技術開発の動向等を収集した上で取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。